

「封印取付け受託者準則」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
封印取付け受託者準則	封印取付け受託者準則
<p>新運登第411号 平成18年10月26日 一部改正 平成20年12月25日 一部改正 平成21年 3月 6日 一部改正 平成27年 1月29日 一部改正 平成28年 2月 1日 一部改正 平成29年 3月31日 一部改正 平成30年10月19日 一部改正 令和 3年 8月25日 一部改正 令和 4年 1月 5日 一部改正 令和 6年 7月 1日</p>	<p>新運登第411号 平成18年10月26日 一部改正 平成20年12月25日 一部改正 平成21年 3月 6日 一部改正 平成27年 1月29日 一部改正 平成28年 2月 1日 一部改正 平成29年 3月31日 一部改正 平成30年10月19日 一部改正 令和 3年 8月25日 一部改正 令和 4年 1月 5日</p>
<p>(適用) 第1条 受託者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）、同法施行規則の規定及び「封印取付け委託取扱い規程」（平成18年10月26日付け新運登第411号）（以下「委託取扱い規程」という。）によるほか、この準則の定めるところに従って、封印の取付けに関する業務を行わなければならない。</p>	<p>(適用) 第1条 受託者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）、同法施行規則の規定及び「封印取付け委託取扱い規程」（平成18年10月26日付け新運登第411号）（以下「委託取扱い規程」という。）によるほか、この準則の定めるところに従って、封印の取付けに関する業務を行わなければならない。</p>
<p>(定義) 第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 甲種受託者</p> <p>① 新潟運輸支局管内における甲種受託者の場合 長岡自動車検査登録事務所の管轄区域を除く新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第11条第1項、第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第11条第4項、第6項に係る封印の取付け委託を</p>	<p>(定義) 第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 甲種受託者</p> <p>① 新潟運輸支局管内における甲種受託者の場合 長岡自動車検査登録事務所の管轄区域を除く新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第11条第1項、第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第11条第4項、第6項に係る封印の取付け委託を</p>

受けた者

- ② 長岡自動車検査登録事務所管内における甲種受託者の場合

新潟県のうち長岡自動車検査登録事務所の管轄区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第11条第1項、第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第11条第4項、第6項に係る封印の取付け委託を受けた者

二 乙種受託者

- ① 完成検査終了証のある自動車の販売を業とする者であって、以下の封印の取付け委託を受けた者

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証（以下「完検証」という。）の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、（以下「予備検証」という。）保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

- ② 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販

受けた者

- ② 長岡自動車検査登録事務所管内における甲種受託者の場合

新潟県のうち長岡自動車検査登録事務所の管轄区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第11条第1項、第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第11条第4項、第6項に係る封印の取付け委託を受けた者

二 乙種受託者

- ① 完成検査終了証のある自動車の販売を業とする者であって、以下の封印の取付け委託を受けた者

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証（以下「完検証」という。）の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、（以下「予備検証」という。）保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

- ② 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販

売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

三 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体であって、以下の封印取付け委託を受けた者

- ① その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- ② 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

四 丁種受託者

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会であって、**所属会員である行政書士（自動車登録業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者**

- ① 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

三 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体であって、以下の封印取付け委託を受けた者

- ① その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- ② 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

四 丁種受託者

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会であって、行政書士が運輸支局に提出する書類を作成した自動車（④に規定する場合を除く）について、以下の封印取付け委託を受けた者

- ① 当該自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名

- ② 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

五 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

六 有償受託者 第20条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（封印の前渡し申請）

第3条 受託者は、運輸支局長より封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（封印の受領書）

第4条 受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、封印受領書（第2号様式）を運輸支局長に提出しなければならない。

（封印の受払簿）

第5条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（甲種受託者にあつては第4号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第5号

において行わせることができる場合を除く。以下、本号②において同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

- ② 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

五 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

六 有償受託者 第20条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（封印の前渡し申請）

第3条 受託者は、運輸支局長より封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（封印の受領書）

第4条 受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、封印受領書（第2号様式）を運輸支局長に提出しなければならない。

（封印の受払簿）

第5条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（甲種受託者にあつては第4号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第5号

様式)を備え付け、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 封印受払簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第6条 受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第7条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を第12条の封印取付け報告書に添えて運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第8条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第9条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第6号様式)を2通提出しなければならない。

(営業所等設置届出の提出、営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第10条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合は、営業所等設置届出を提出するとともに、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

様式)を備え付け、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 封印受払簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第6条 受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第7条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を第12条の封印取付け報告書に添えて運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第8条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第9条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第6号様式)を2通提出しなければならない。

(営業所等設置届出の提出、営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第10条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合は、営業所等設置届出を提出するとともに、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第11条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印の取付け報告書)

第12条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書(第7号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

- 2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日、及び登録番号を記載した書面(第8号様式)を添付しなければならない。

(事業場の位置の変更等の承認申請)

第13条 受託者は、封印の取付けを行う事業場の位置の変更及び業務の廃止をしようとするときは、あらかじめ、承認申請書(委託取扱い規程の第4号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

- 2 前項により業務の廃止の承認を受けた受託者は前条の報告書を添えて前渡しを受けた封印をすみやかに返納しなければならない。

(封印取付け責任者)

第14条 受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印取付け責任者を選任し、封印の取付け、保管及び出納事項を処理させるとともに、当該自動車検査証に記載された登録番号及び車台番号と同一であることの確認を行わせなければならない。

(変更届)

(出張封印確認書)

第11条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印の取付け報告書)

第12条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書(第7号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

- 2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日、及び登録番号を記載した書面(第8号様式)を添付しなければならない。

(事業場の位置の変更等の承認申請)

第13条 受託者は、封印の取付けを行う事業場の位置の変更及び業務の廃止をしようとするときは、あらかじめ、承認申請書(委託取扱い規程の第4号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

- 2 前項により業務の廃止の承認を受けた受託者は前条の報告書を添えて前渡しを受けた封印をすみやかに返納しなければならない。

(封印取付け責任者)

第14条 受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印取付け責任者を選任し、封印の取付け、保管及び出納事項を処理させるとともに、当該自動車検査証に記載された登録番号及び車台番号と同一であることの確認を行わせなければならない。

(変更届)

第15条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは14日以内に届出書（第9号様式）を運輸支局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
- 二 法人にあっては、その役員に変更があったとき。
- 三 事業場の名称及び所在地に変更があったとき。（事業場の位置を変更する場合を除く）
- 四 封印の取付け責任者を変更したとき。

2 前項の届出書には、次に掲げる書面を添えて届出しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる届出には、戸籍の全部（個人）事項証明書又は戸籍謄（抄）本、履歴事項証明書又は住民票抄本及び車両法施行規則第13条第4号に該当しないことを証する書面
- 二 前項第三号による届出（所在地の変更）には、これを証する書面
- 三 前項第四号に掲げる届出には、封印取付け責任者選任書（委託取扱い規程の第1号様式の2）

（標識及び掲示）

第16条 甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に標識（車両法施行規則第14条関係第1号様式の3）及び封印取付け業務の日時を公衆の見易いように掲示しておかなければならない。

- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に前項の標識を掲げ、封印を取付ける自動車の範囲は「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示するものとする。

（手数料額）

第17条 封印取付けに対して支払う手数料の額は、一件ごとに定めるものとする。

第15条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは14日以内に届出書（第9号様式）を運輸支局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
- 二 法人にあっては、その役員に変更があったとき。
- 三 事業場の名称及び所在地に変更があったとき。（事業場の位置を変更する場合を除く）
- 四 封印の取付け責任者を変更したとき。

2 前項の届出書には、次に掲げる書面を添えて届出しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる届出には、戸籍の全部（個人）事項証明書又は戸籍謄（抄）本、履歴事項証明書又は住民票抄本及び車両法施行規則第13条第4号に該当しないことを証する書面
- 二 前項第三号による届出（所在地の変更）には、これを証する書面
- 三 前項第四号に掲げる届出には、封印取付け責任者選任書（委託取扱い規程の第1号様式の2）

（標識及び掲示）

第16条 甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に標識（車両法施行規則第14条関係第1号様式の3）及び封印取付け業務の日時を公衆の見易いように掲示しておかなければならない。

- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に前項の標識を掲げ、封印を取付ける自動車の範囲は「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示するものとする。

（手数料額）

第17条 封印取付けに対して支払う手数料の額は、一件ごとに定めるものとする。

(手数料の請求)

- 第18条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて、運輸支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
 - 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(手数料の支払)

- 第19条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(無償受託者)

- 第20条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

(封印の返納)

- 第21条 受託者は、委託取扱い規程第22条による委託の解除を受けたときは、第12条の報告書を添えて前渡しを受けた封印をすみやかに返納しなければならない。

附則

この準則は平成18年11月1日から施行する。
なお、この準則の施行に伴い、平成7年6月26日付け新陸登第224号の準則は廃止する。

附則

(手数料の請求)

- 第18条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて、運輸支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
 - 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(手数料の支払)

- 第19条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(無償受託者)

- 第20条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

(封印の返納)

- 第21条 受託者は、委託取扱い規程第22条による委託の解除を受けたときは、第12条の報告書を添えて前渡しを受けた封印をすみやかに返納しなければならない。

附則

この準則は平成18年11月1日から施行する。
なお、この準則の施行に伴い、平成7年6月26日付け新陸登第224号の準則は廃止する。

附則

この準則は、平成 21 年 3 月 6 日から施行する。

附則

この準則は、平成 27 年 1 月 29 日から施行する。

附則

この準則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この準則は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この準則は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附則

この準則は、令和 3 年 8 月 25 日から施行する。

附則

この準則は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。

附則

この準則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この準則は、平成 21 年 3 月 6 日から施行する。

附則

この準則は、平成 27 年 1 月 29 日から施行する。

附則

この準則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この準則は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この準則は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附則

この準則は、令和 3 年 8 月 25 日から施行する。

附則

この準則は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。

第 1 号様式 (略)

第 2 号様式 (略)

第 3 号様式 (略)

第 4 号様式 (略)

第 5 号様式 (略)

第 6 号様式 (略)

第 7 号様式 (略)

第 8 号様式 (略)

第 9 号様式 (略)

第 1 号様式 (略)

第 2 号様式 (略)

第 3 号様式 (略)

第 4 号様式 (略)

第 5 号様式 (略)

第 6 号様式 (略)

第 7 号様式 (略)

第 8 号様式 (略)

第 9 号様式 (略)

